

流通環境が激変する中での独禁法の遵守とその活用

日本CSR普及協会は、企業の社会的責任（CSR）の観点から、持続可能性を保障し、企業が経営基盤を確立する自主的な取組みを普及・啓発することを目的に、弁護士が中心となって2008年10月に設立されました。

今年度は、CSR経営の課題を「内部統制」、「環境」、「雇用・労働」、「公正競争・消費者」を4本の軸として、第4回研修セミナーを、「公正競争」をテーマに、下記のとおり開催します。

2010年1月施行の改正独占禁止法は、規制強化の観点から、課徴金の対象となる行為類型を拡大しました。その目玉の1つは、「不公正な取引方法」のうち「優越的地位の濫用」を始め5つの行為類型を課徴金の対象としたことです。そして公正取引委員会は、2010年11月30日に「優越的地位の濫用に関するガイドライン」を解釈指針として公表いたしました。企業にとって、独占禁止法等のコンプライアンス体制をどのように充実させて課徴金リスク等に対処するか、経営の判断や実務の対応がますます難しくなりました。

こうした規制強化の流れの中で、最近の違反事件で特徴的なことは、家電・食品・衣料等を中心にして、小売量販店等の流通事業者の価格や棚割における決定力が強まり、メーカーを中心とした従来の系列型支配や下請構造とは異なる、新しいタイプの「優越的地位の濫用」が目立つようになってきている点です。

そこで、表題のとおり、流通環境が激変しているとの視点に立ち、棚取り競争、店員の派遣、継続契約の打ち切り、事後調整型レポート、OEM取引における相互制限等に注目して、独占禁止法上の問題点を再考したいと思います。

また、新聞記事等で紹介され、実務関係者の注目を浴びている欧州委員会の「新・水平的協調ガイドライン」の内容が2010年11月29日に公表されましたので、その概要をセミナー参加の皆様と共有したいと思います。このガイドラインは、それがカルテル行為に当たらない場合を含め、「同業者による情報交換の規制」に対する基準を示しており、日本における独占禁止法のコンプライアンスにおいても参考になるものと思われます。

この分野に興味のある会員はもちろん、会員外の方も是非研修セミナーへご参加ください。

2011年1月

日本CSR普及協会会長 平山正剛
(日本弁護士連合会 元会長)

- | | |
|-------|--|
| 1 日時 | 2011年3月8日(火) 午後2時から午後5時 |
| 2 場所 | 赤坂パークビル・6階会議室 東京都港区赤坂5-2-20
地下鉄千代田線・赤坂駅3分 銀座線・赤坂見附駅5分(裏面の地図をご参照下さい。) |
| 3 内容 | 1) 報告「流通環境の激変と優越的地位の濫用規制の実態と方向」
籾内俊輔(第一東京)、当協会CSR専門委員
2) 報告「競争者間での取引・協力と競争法コンプライアンス」
越知保見(第一東京)、当協会理事・運営委員
3) パネルディスカッション「流通環境が激変する中での独禁法の遵守とその活用」
企業・関係機関担当者、当協会会員 |
| 4 主催 | 日本CSR普及協会 後援 日本弁護士連合会 |
| 5 参加費 | 5000円(当日申し受けます) 会員弁護士・会員企業(2名迄)無料 |

準備の都合上、2月28日(月)までにご回答をお願い申し上げます。

----- 日本CSR普及協会 事務局 宛 (FAX:03-3592-0330) 切り取り不要 -----

第4回研修セミナーに 出席 を申し込みます。

- 1 ①企業関係者 ②弁護士(登録番号 _____) ③その他(_____)
- 2 住所 〒 _____ (電話) _____
(e-mail) _____
- フリガナ _____
- 3 氏名 _____ ご所属 _____ (企業名・部署名)
- 4 ① 当協会会員 ② 非会員



東京メトロ
丸の内線
銀座線
赤坂見附駅
山王口

H
東京メトロ
南北線
溜池山王駅
7番出口

東京メトロ
銀座線
溜池山王駅
10番出口

東京メトロ
千代田線
赤坂駅
3b出口

赤坂Bizタワー

赤坂パークビル
6階会議室

TBS放送センター